

の輸入とうもろこしから生産されるコーンスターチの価格よりも低目に設定する必要があること、他方、昨今の財政事情から農産物価格安定法による余剰でん粉の政府買入れは極めて困難であること等を考え合わせると、

今後とも現行制度を守りながら国内産いもでん粉の円滑な消化を図っていくためには、でん粉の需要動向に見合った計画的ないもでん粉の生産が行なわれるよう強く希望されるところである。

原料用いも・でん粉に関する 価格政策について

農林水産省食品流通局砂糖類課

課長補佐 川 上 満州男

1. 価格政策の概要

(1) 農産物価格安定法

(ア) 制度発足の背景及び経緯

いもは、戦前から主食の一部として増産されていたが、戦後、食糧需給の緩和に伴って、供給過剰傾向を示した。

昭和24年の農産物の統制撤廃によって、これら農産物の価格は、流通経済における自然の法則にしたがい、出回最盛期に暴落し、端境期には急上昇したが、端境期相場は、売り物のない名目相場であることが多いので、いくら高くても、生産者の所得には影響がなかった。

また、いもの有力な需要先であるでん粉の価格も、すり込み最盛期には下落しており、そのうえ、水あめや砂糖の価格変動の影響もあって、かなり不安定な動きを示していた。

このように自由市場におけるいもの価格変

動は、農家経済を圧迫し、農業経営を不安定にするため、生産者の間に価格の適正化を望む声が高まってきた。

一方、生産者の組織である農協系統組織（生産者団体）は、いもでん粉の無条件委託による計画販売を極力推進していたが、当時は、農協経営が極度に悪化していて、その建直しに忙殺されていた、状況下において、有効な措置を講ずることが、困難であった。

しかも、昭和26年秋以降のでん粉価格の低落は、系統農協による調整保管程度では、市場の回復を期待できないほどに深刻であった。

そのため、でん粉の政府買入措置によって出回品の一部を、市場から棚上げして、価格の安定を図る制度を講ずることが、強く要請されていた。

(イ)「農安法」の制定

価格安定措置の対象は、甘しょ生切干、甘しょでん粉及び馬鈴しょでん粉等となっているが、基本的には甘しょ及び馬鈴しょである。

しかし、これらいも類は貯蔵性に乏しく、直接に対象とすることは、適切でないで、その加工品を対象とし、生産者団体をして、計画的に生産を調整させ、これを需要に適應させ、かつ、販売の自主的調整を行なわせることが、特徴となっている。

しかし、このことによって、系統利用を促進し、無条件委託によって系統共販制度を確立し、さらに、でん粉工場の経営安定に役立つことにもなった。

それでもなお、でん粉の価格が正常な水準から低落することを防止できない場合は、政府自から買入れることによって、一定の価格を支持し、農業生産及び農家経済の安定に資することを目的として、昭和28年に農産物価格安定法が制定された。

(ウ) 制度の仕組み

法律目的を達成するため政府は、必要な時期において、必要な数量の甘しょ生切干、甘しょでん粉及び馬鈴しょでん粉を、その生産者または、その構成する生産者団体の売渡し申込みにより、「原料基準価格」以上で買取られた甘しょまたは馬鈴しょを原料として、生産されるでん粉等を、別に定める「買入基準価格」で買入れることとし、その買入れたでん粉等は、需給事情を勘案のうえ、時価に悪影響を及ぼさないよう売渡すこととしている。

また、でん粉製造業者がいもを原料として生産者から買取する場合の基準となる「原料基準価格」は、農業パリテイ価格を基準として、いもの再生産の確保を旨として定められる。

なお、でん粉等の政府買入価格の基準となる「買入基準価格」は、原料基準価格に原料

運賃、加工経費等を加えて定めている。

(2) 「農安法」に基づく価格政策の考え方

農産物価格安定法は、政府が、農産物価格が不当に低落するか、または低落する恐れがある場合に、これを防止しようとするものである。したがって、政府が農産物等を買入れ、手持することは、この法律の目的達成上の第一義的要件ではないものと考えられる。仮りに政府が常に買入れの方法のみによって、価格安定の目的を達しようとする場合には、大量の手持を生じ、財政負担の増大を余儀なくされる恐れがある。

しかし、生産者団体に計画的に生産を調整させ、これを需要に対応させ、かつ、自主的な販売調整を行なわせるならば、政府は、全く買入を必要としないか、または買入数量を最小限度にとどめることができる。

さらに、政府がこのことを積極的に助長することは窮極において、政府の直接介入によらなくても価格安定の目的を達する素地を培養し、政府買入れ自体を不要なものにする可能性がある。

(3) 補完的措置

(ア) 関税割当制度の導入

昭和37年頃までは、いもでん粉がでん粉供給の大宗を占めていたので、農産物価格安定法に基づき、いもでん粉の政府買入等を通じて、でん粉及び原料いもの価格維持を図ることができた。

しかし、その後輸入とうもろこしを原料とした割安なコーンスターチの生産が急増し、いもでん粉の価格維持が困難となり、いも及び国内産でん粉生産の大幅な後退を招く恐れ

が生じた。

このため、昭和40年にコーンスターチ用とうもろこしの輸入量を、調整すべく、関税割当制度が導入された。

さらに、こうした情勢の変化に対応するためこの制度の運用として昭和43年から糖化用コーンスターチ及び昭和51年からその他用コーンスターチの原料とうもろこしの関税を無税とし、国内産いもでん粉とそれぞれ抱合せ使用させることにより、国内産でん粉の価格の維持と需要の確保を図ることとなった。

(イ) 取引指導価格及び集荷奨励金の導入

49年産いも、でん粉の価格決定の際、当時の異常な物価状況を背景として、生産者側からいも1俵当たり1,000円の農家手取確保の強い要求があったが、「農安法」の枠内で価格をその水準まで引上げることが、困難であったところから、当時の糖化製品市況が高水準であった状況の中で、でん粉の実需者である糖化業者と、でん粉生産者間のでん粉取引価格を、国が指導することにより、結果的に、いもの生産者の手取り1,000円／俵（取引指導価格）を、確保することとした。

50年産以降については、糖化製品市況が低迷して、糖化業者のみの負担では、取引指導価格の支持が困難になったことから、その一部を特別集荷奨励金として、財政負担することにより、取引指導価格の実現を図った。

51年産についても、取引指導価格実現のための同様の措置を行ったが、馬鈴しょについては、馬鈴しょでん粉が過剰生産となり、政府買上げという事態に至ったため、当該措置の対象から除外した。

なお、その際、甘しょについては、主産地である南九州農業をめぐる台風、火山性土壌及びその他の特殊性に鑑み、引続き取引指導価格を存続して、農家所得の確保を図ることとなった。

52年産以降も取引指導価格実現のため、同様の措置をとってきたところであるが、その後の取引指導価格の上昇に際しては、厳しい糖化製品市況環境のため、糖化業者負担分の引下に努めたことにもより、国庫負担額は、年々増嵩し、57年産から取引指導価格を据置いているにもかかわらず、50年産は8.5億円であったものが、58年産では34.7億円と巨額に達した。

2. 今後の価格政策の方向

甘しょでん粉主産地南九州地区の甘しょ生産農家の農業粗収入において、甘しょはなお相当のシェアを占めているが、これらの生産農家は南九州地区農業の特殊条件の中にあつて、経営規模が零細であり、所得水準も低い。

一方、北海道における馬鈴しょは、畑作の基幹作物であり、かつ、でん粉用は、その大宗を占めているが、現行の価格支持制度なしには、国内産いもでん粉及びいも作は殆んど存在し得ないため、基本的には、現行制度によることが適当であると、判断される。

しかし、この場合の価格支持の水準は、先ず原料基準価格決定に際しては

① 生産性の向上に伴い農家手取りが、生産費を上回る等改善されているものについては、その成果を、ある程度価格面に、反映さ

せる。

② 需給調整機能を重視し、生産刺激的な価格の設定を、避ける。

③ 他の畑作物の価格決定とのバランスを、考慮する。

さらに、現下の厳しい財政事情等を、総合的に勘案して、決定することが必要である。

まず、甘しょの取引指導価格については、56年産より36,267円／トンと2年間据置となった。

なお、取引指導価格の奨励金相当分のうち

の、財政負担額が、相当な規模になっているため、現下の厳しい財政事情に鑑み、奨励金単価（原料甘しょトン当り、57年度7,733円、58年度7,600円）については、58年度に引き続き、政府間調整が、困難を極めるものと考えられる。

また、馬鈴しょの原料基準価格についても、56年産より17,480円／トンと2年間据置となった（別表・1～2参照）。

一方、買入基準価格については、その基準となる運賃及び加工経費等については、極力

（別表 1） 原料用甘しょの取引指導価格及び財政負担額（集荷奨励金）の推移

	原料基準価格	ユーザー負担分 (糖化メーカー)		取引指導価格 (農家手取額)	集荷奨励金交付実績 (財政負担額)
49年	684円/俵	316円/俵		1,000円/俵	—
			国庫負担分		(原料甘しょ (トン当たり))
50年	747	268	35円/俵	1,050 "	849百万円 (933円) (甘しょ:330) (馬鈴しょ:519)
51年	806	209	85	1,100 "	615 " (2,267円)
52年	859	156	155	1,170 "	1,550 " (4,133円)
53年	876	139	180	1,195 "	1,965 " (4,800円)
	1,015円				
54年	905	110	220	1,235 "	2,238 " (5,867円)
	1,025円				
55年	996		300	1,325 "	3,076 " (8,000円)
	1,060円		29		
56年	1,040		300	1,360 "	3,336 " (8,000円)
	1,070円		20		
57年	1,056		290	1,360 "	3,351 " (7,733円)
	1,075円		14		
58年	1,061		285	1,360 "	3,471 " (7,600円)
			14		

（注）1俵は37.5kgである。

(別表2) 甘しょ及び馬鈴しょでん粉買入基準価格等の推移

単位：円/トン、()内は対前年比(%)

種類	項目	会計年度	53	54	55	56	57	58
甘 し ょ で ん 粉			(876円/俵) (101.9)	(905円/俵) (103.3)	(996円/俵) (110.1)	(1,040円/俵) (104.4)	(1,056円/俵) (101.5)	(1,061円/俵) (100.5)
	原料基準価格		23,350	24,130	26,570	27,730	28,150	28,280
	織込み歩留り		26.0%	26.0%	26.0%	26.0%	26.0%	26.0%
	製品トン当たり原料代		89,808	92,808	102,192	106,654	108,269	108,769
	製品トン当たり製造経費		(100.0)	(105.7)	(109.2)	(110.7)	(112.0)	(105.4)
			32,508	34,356	37,532	41,563	46,569	49,069
	{ 原料運賃		{ 4,721	{ 5,184	{ 5,508	{ 5,616	{ 5,616	{ 5,790
	{ 原料通袋費		{ 636	{ 589	{ 637	{ 642	{ 642	{ 642
	{ 加工経費		{ 27,151	{ 28,583	{ 31,387	{ 35,305	{ 40,311	{ 42,637
	製品トン当たり製造原価		122,316	127,164	139,724	148,217	154,838	157,838
馬 鈴 し ょ で ん 粉	買入基準価格		(⊕1,690円) (101.4%)	(⊕4,840円) (104.0%)	(⊕12,560円) (109.9%)	(⊕8,500円) (106.1%)	(⊕6,620円) (104.5%)	(⊕3,000円) (101.9%)
			(922円/俵) (101.9)	(952円/俵) (103.3)	(1,022円/俵) (107.3)	(1,049円/俵) (102.6)	(1,049円/俵) (100.0)	(1,049円/俵) (100.0)
	原料基準価格		15,360	15,870	17,030	17,480	17,480	17,480
	織込み歩留り		16.5%	16.5%	16.5%	16.5%	16.5%	16.5%
	製品トン当たり原料代		93,091	96,182	103,212	105,939	105,939	105,939
	製品トン当たり製造経費		(108.6)	(105.4)	(108.1)	(107.8)	(106.5)	(100.0)
			30,270	31,912	34,489	37,176	39,580	39,578
	{ 原料運賃		{ 7,154	{ 7,568	{ 7,813	{ 7,963	{ 7,963	{ 6,849
	{ 加工経費		{ 23,116	{ 24,344	{ 26,676	{ 29,213	{ 31,617	{ 32,729
	製品トン当たり製造原価		123,361	128,094	137,701	143,115	145,519	145,517
	買入基準価格		(⊕4,160円) (103.5%)	(⊕4,730円) (103.8%)	(⊕9,610円) (107.5%)	(⊕5,420円) (103.9%)	(⊕2,400円) (101.7%)	(0円) (100.0%)

実態を反映したコストとするため、従来から甘しょでん粉及び馬鈴しょでん粉ごとに、実態調査を実施し、それを基礎として、調査時以降の物価賃金動向及びでん粉需給事情等を踏まえて、所要の物価修正等を行い、適正に算定しているところである。

まず、甘しょでん粉製造企業については、昭和56年6月から一般排水基準が適用されており、これに伴い排水処理施設の改善による経費（例えば、設備金利、減価償却費等）が、増嵩している状況から、投資が集中した、55年度以降58年度までは、毎年、その設置の状況に応じて、コスト調査時以降の経費について、加工経費に織り込んできた。

57年度46,569円／製品トン（原料運賃等を含む、以下同じ）に対し、58年度は49,069円

／製品トンと2,500円／製品トンほど上昇したが、排水処理施設整備のための集中投資による加工経費への織り込みは、一応、58年度で終了したものと、判断している。

また、馬鈴しょでん粉の加工経費については、燃料費及び電力費等企業の合理化によってもコストダウンできないものは、物価修正面で、配慮することとし、一般管理費、人件費等合理化要素のあるものは、極力企業努力を織込む等の算定方針の下にのぞみ、57年度、39,580円／製品トンに対し、58年度は39,578円／製品トンとほぼ据置となった（別表2参照）。

今後、いもでん粉企業は、昨今のでん粉をめぐる厳しい情勢を踏まえ、生産者及び関係団体と連携を密にしながら、それぞれの地域

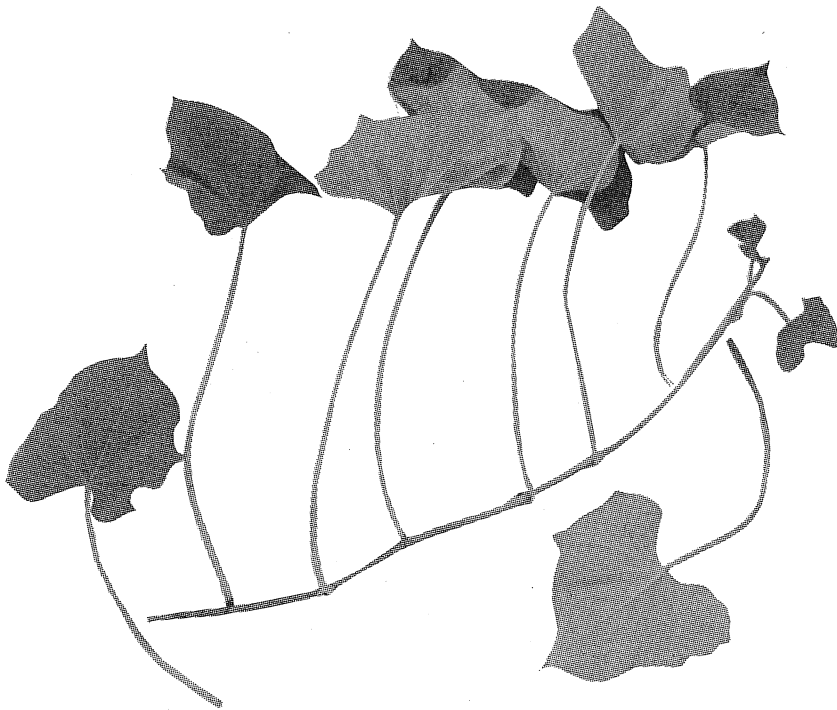
における合理的な輪作体系の確立に配慮しつつ、でん粉原料いも類の計画的な生産を図りさらに、でん粉工場の一層の合理化を促進するため、いもの適正品種の導入、普及を図り、計画的に新鮮かつ良質な原料を迅速に搬入し、安易に他の用途からの転換が行われることのないように配慮する一方、工場効率の低下防止のための製造設備の見直しなどによって、製造歩留りなどの向上に努力する必要があるものと考えられる。

また、でん粉部門の自己資本充実による経営基盤の強化に努め、加工経費（労務費、燃費、工場経費、金利及び一般管理費等）の合理化を図るとともに、原価管理のありかたな

どについても、再検討を行う必要がある。

国内産いもでん粉は、関税割当により輸入されるコーンスターチの原料とうもろこしとの抱合せを図ることにより、需要の確保が図られているものであり、価格関係を考慮すれば、構造的に過剰にあるものの、強制的な消費という側面を有している。

したがって、国内産いもでん粉のコスト、アップ等によって、でん粉価格の上昇または生産量が、さらに増加すれば、近年のでん粉需要の動向からして、現行制度の維持、運用が著しく、困難になることが、十分に予想される。



源氏の葉